

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章〜第三章（略）</p> <p>第四章 経理（第十七条の七の三―第二十一条）</p> <p>第五章 合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受け（第二十二 条―第二十四条）</p> <p>第六章・第七章（略）</p> <p>第八章 株主</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 銀行持株会社に係る特例</p> <p>第一款〜第三款（略）</p> <p>第四節 合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受け（第二十 四の二十九―第三十四条の三十一）</p> <p>第八章の二・第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（計算書類等に係る連結の方法等）</p> <p>第一条の五（略）</p> <p>2 法第三条の二第一項第二号に規定する内閣府令で定めるところに より計算される数は、当該会社の保有する当該銀行の特定議決権（</p>	<p>目次</p> <p>第一章〜第三章（略）</p> <p>第四章 経理（第十八条―第二十一条）</p> <p>第五章 合併、分割又は営業等の譲渡若しくは譲受け（第二十二 条―第二十四条）</p> <p>第六章・第七章（略）</p> <p>第八章 株主</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 銀行持株会社に係る特例</p> <p>第一款〜第三款（略）</p> <p>第四節 合併、分割又は営業等の譲渡若しくは譲受け（第三十四 条の二十九―第三十四条の三十一）</p> <p>第八章の二・第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（計算書類等に係る連結の方法等）</p> <p>第一条の五（略）</p> <p>2 法第三条の二第一項第二号に規定する内閣府令で定めるところに より計算される数は、当該会社の保有する当該銀行の特定議決権（</p>

法第二条第六項に規定する議決権から会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を除いたものをいう。以下この条において同じ。）の數に、その連結する会社等（同号に規定する会社等をいう。以下この条から第一条の七までにおいて同じ。）について、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める当該銀行の特定議決権の數を合算した數に係る特定議決権比率（その保有する一の銀行の特定議決権の數を当該銀行の総株主の特定議決権の數で除して得た數をいう。）を当該銀行の総株主の議決権の數に乗じて得た數とする。

一～三 （略）

（密接な関係を有する会社等）

第一条の六 法第三条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める会社等は、次に掲げる会社等とする。

- 一 当該会社等が他の会社等の総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有している場合における当該他の会社等
- 二 他の会社等が当該会社等の総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有している場合における当該他の会社等

2 前項の場合において、他の会社等によつてその総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有されている会社等が保有する議決権は、当該他の会社等が保有する議決権とみなす。

法第二条第六項に規定する議決権から商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を除いたものをいう。以下この条において同じ。）の數に、その連結する会社等（同号に規定する会社等をいう。以下この条から第一条の七までにおいて同じ。）について、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める当該銀行の特定議決権の數を合算した數に係る特定議決権比率（その保有する一の銀行の特定議決権の數を当該銀行の総株主の特定議決権の數で除して得た數をいう。）を当該銀行の総株主の議決権の數に乗じて得た數とする。

一～三 （略）

（密接な関係を有する会社等）

第一条の六 法第三条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める会社等は、次に掲げる会社等とする。

- 一 当該会社等が他の会社等の総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を保有している場合における当該他の会社等
- 二 他の会社等が当該会社等の総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を保有している場合における当該他の会社等

2 前項の場合において、他の会社等によつてその総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を保有されている会社等が保有する議決権は、当該他の会社等が保有する議決権とみなす。

(営業の免許の申請等)

第一条の八 法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)全員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該株式会社に関する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

ハ 創立総会の議事録(会社法第八十二条第一項の規定により創立総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。)(当該株式会社が株式移転により設立された場合又は会社分割により設立された場合には、これに関する株主総会の議事録(会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。)(その他必要な手続があつたことを証する書面)

(削る)

(営業の免許の申請等)

第一条の八 法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。))第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社(以下「委員会等設置会社」という。))にあつては、取締役及び執行役)全員が署名した免許申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該株式会社に関する次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 創立総会の議事録(当該株式会社が株式移転により設立された場合又は分割により設立された場合には、これに関する株主総会の議事録(商法の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。)(二に規定する場合を除く。))

ニ 当該株式会社が商法第三百七十四条ノ六第一項の規定により分割計画書について株主総会の承認を得ないで設立された場合には、これに関する取締役会の議事録(委員会等設置会社において、商法特例法第二十一条の七第三項の取締役会の決議によ

二 事業開始後三事業年度における収支及び自己資本の充実の状況等の見込みを記載した書面

ホ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

ヘ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）

ト 株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書面

チ 営業所の位置を記載した書面

リ 最近の日計表その他の最近における財産及び損益の状況を知らることができる書面

ヌ 銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

三 当該株式会社が子会社等（法第十三条第二項前段に規定する子会社等又は法第十四条の二第二号に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下、ホ及び第三項第三号を除き、この条において同じ。）を有する場合には、次に掲げる書面

イ 当該子会社等の名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記

る委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の議事録及び当該決定があつたことを証する書面。以下同じ。）

ホ 営業開始後三営業年度における収支及び自己資本の充実の状況等の見込みを記載した書類

ヘ 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

（新設）

ト 株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書類

チ 営業所の位置を記載した書類

リ 最近の日計表その他の最近における財産及び損益の状況を知らることができる書類

ヌ 銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

三 当該株式会社が子会社等（法第十三条第二項前段に規定する子会社等又は法第十四条の二第二号に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下、ホ及び第三項第三号を除き、この条において同じ。）を有する場合には、次に掲げる書類

イ 当該子会社等の名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記

載した書類

ロ 当該子会社等の業務の内容を記載した書面

ハ 当該子会社等の最終の貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）、株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）その他の当該子会社等の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ニ 当該子会社等の役員（役員が法人であるときは、その職務を行すべき社員を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

ホ 当該株式会社の事業開始後三事業年度における当該株式会社及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。第三項第三号において同じ。）の収支及び連結自己資本の充実の状況等の見込みを記載した書面

四 前各号に掲げるもののほか法第四条第二項及び第三項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 銀行以外の株式会社が従前の目的を変更して銀行業を営むため法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとするときは、前項各号に掲げる書面（同項第二号ハ及びニに掲げる書面を除く。）のほか、次に掲げる書面を免許申請書に添付しなければならない。

一 （略）

二 従前の定款及び免許申請の際に現に存する取引の性質を明らかにした書面

載した書類

ロ 当該子会社等の業務の内容を記載した書類

ハ 当該子会社等の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他の当該子会社等の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ニ 当該子会社等の役員（役員が法人であるときは、その職務を行すべき社員を含む。）の役職名及び氏名を記載した書類

ホ 当該株式会社の営業開始後三営業年度における当該株式会社及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。第三項第三号において同じ。）の収支及び連結自己資本の充実の状況等の見込みを記載した書類

四 前各号に掲げるもののほか法第四条第二項及び第三項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 銀行以外の株式会社が従前の目的を変更して銀行業を営むため法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとするときは、前項各号に掲げる書類（同項第二号ハ及びニに掲げる書類を除く。）のほか、次に掲げる書類を免許申請書に添付しなければならない。

一 （略）

二 従前の定款及び免許申請の際に現に存する取引の性質を明らかにした書類

三 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による免許の申請に係る法第四条第二項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 銀行業の免許を申請した者（以下この項において「申請者」という。）の資本金の額が令第三条に規定する額以上であり、かつ、その営もうとする銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

二 事業開始後三事業年度を経過する日までの間に申請者の一の事業年度における当期利益が見込まれること。

三 申請者並びに申請者及びその子会社等の自己資本の充実の状況が事業開始後三事業年度を経過するまでに適当となることが見込まれること。

四 (略)

(営業の免許の予備審査)

第二条 法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする者は、前条に定めるところに準じた書面を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

(資本金の額の減少の認可の申請)

第五条 銀行は、法第五条第三項の規定による資本金の額の減少の認可

三 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による免許の申請に係る法第四条第二項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 銀行業の免許を申請した者（以下この項において「申請者」という。）の資本金の額が令第三条に規定する額以上であり、かつ、その営もうとする銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

二 営業開始後三営業年度を経過する日までの間に申請者の一の営業年度における当期利益が見込まれること。

三 申請者並びに申請者及びその子会社等の自己資本の充実の状況が営業開始後三営業年度を経過するまでに適当となることが見込まれること。

四 (略)

(営業の免許の予備審査)

第二条 法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする者は、前条に定めるところに準じた書類を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

(資本の額の減少の認可の申請)

第五条 銀行は、法第五条第三項の規定による資本の額の減少の認可

可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。

一 (略)

二 資本金の額の減少の方法を記載した書面

三 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
四 (略)

五 会社法第四百四十九条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該資本金の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

六 株券発行会社が株式の併合をする場合には、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

(商号変更の認可の申請等)

第六条 銀行は、法第六条第三項の規定による商号変更の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。

一 (略)

二 資本の額の減少の方法を記載した書類

三 株主総会の議事録
四 (略)

五 商法第三百七十六条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は資本の額の減少をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

六 株式の併合をする場合には、商法第二百五十五条第一項（株式の併合の手続）の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

(商号変更の認可の申請等)

第六条 銀行は、法第六条第三項の規定による商号変更の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(取締役等の兼職の認可の申請等)

第七条 銀行の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。)は、法第七条第一項の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付し、当該銀行を経由して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 銀行及び当該他の会社における常務の処理方法を記載した書面

四 銀行と当該他の会社との取引その他の関係を記載した書面

五 当該他の会社の定款(これに準ずるものを含む。)、最終の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

2 (略)

(営業所等の設置等の届出等)

第九条 (略)

2 銀行は、法第八条第一項の規定による営業所の設置、位置の変更、種類の変更又は廃止の届出をしようとするときは、届出書に理由書その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面を添付して

一・二 (略)

2 (略)

(取締役等の兼職の認可の申請等)

第七条 銀行の常務に従事する取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。)は、法第七条第一項の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該銀行を経由して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 銀行及び当該他の会社における常務の処理方法を記載した書類

四 銀行と当該他の会社との取引その他の関係を記載した書類

五 当該他の会社の定款(これに準ずるものを含む。)、最終の営業報告書、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

2 (略)

(営業所等の設置等の届出等)

第九条 (略)

2 銀行は、法第八条第一項の規定による営業所の設置、位置の変更、種類の変更又は廃止の届出をしようとするときは、届出書に理由書その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類を添付して

金融庁長官等に提出しなければならない。

(外国における営業所の設置等の認可の申請等)

第九条の二 銀行は、法第八条第二項の規定による外国における営業所の設置、種類の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 認可を受ける事項が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録(会社法第二百七十条の規定により取締役の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。)

三 種類の変更をする場合には、当該営業所の最近の業況を記載した書面

四 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

2 (略)

(外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の認可の申請等)

第十条 銀行は、法第八条第三項の規定により法第二条第十四項各号に掲げる行為を外国において委託する旨の契約(以下この条において「委託契約」という。)の締結又は当該委託契約の終了の認可を

金融庁長官等に提出しなければならない。

(外国における営業所の設置等の認可の申請等)

第九条の二 銀行は、法第八条第二項の規定による外国における営業所の設置、種類の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 認可を受ける事項が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録

三 種類の変更をする場合には、当該営業所の最近の業況を記載した書類

四 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

2 (略)

(外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の認可の申請等)

第十条 銀行は、法第八条第三項の規定により法第二条第十四項各号に掲げる行為を外国において委託する旨の契約(以下この条において「委託契約」という。)の締結又は当該委託契約の終了の認可を

受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

2 3 4 (略)

(預金者等に対する情報の提供)

第十三条の三 銀行は、法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一 3 (略)

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

イ 3 又 (略)

五 3 六 (略)

2 銀行は、前項第四号の規定による書面の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該預金者等の承諾を得て、商品情報を電磁的方法（法第二十条第六項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該銀行は、当該書面を交付したものとみなす。

受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

2 3 4 (略)

(預金者等に対する情報の提供)

第十三条の三 銀行は、法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一 3 (略)

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書類を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

イ 3 又 (略)

五 3 六 (略)

2 銀行は、前項第四号の規定による書類の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該預金者等の承諾を得て、商品情報を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該銀行は、当該書類を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

3 | 銀行は、前項の規定により商品情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該預金者等に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

(削る)

(削る)

イ 銀行の使用に係る電子計算機と預金者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された商品情報を電気通信回線を通じて預金者等の閲覧に供し、当該預金者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに商品情報を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに商品情報を記録したものを交付する方法

3 | 前項各号に掲げる方法は、預金者等がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

4 | 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、銀行の使用に係る電子計算機と、預金者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 | 銀行は、第二項の規定により商品情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該預金者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

4 | (略)

(債券の権利者に対する情報の提供)

第十三条の四 銀行は、金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第八條第一項の規定に基づき特定社債(金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第七号)附則第六十九條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第六十八條の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七條の二第一項に規定する普通銀行で同項の認可を受けたもの(同項に規定する消滅金融機関が外国為替銀行であるものに限る。))が発行する債券を含む。)を取り扱う場合には、前条に定めるところに準じた方法により顧客に対する情報の提供を行うものとする。

(特定取引勘定)

第十三条の六の三 (略)

2 (略)

3 特定取引勘定を設けた銀行(以下「特定取引勘定設置銀行」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第三十五条第四項第一号ホに掲げる書面に記載された事項の範囲内で行う場合は、この限りでない。

1 | 第二項各号に規定する方法のうち銀行が使用するもの
2 | ファイルへの記録の方式
6 | (略)

(債券の権利者に対する情報の提供)

第十三条の四 銀行は、金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第十七條の二第一項の規定に基づき債券(金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第七号)附則第六十九條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第六十八條の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七條の二第一項に規定する普通銀行で同項の認可を受けたもの(同項に規定する消滅金融機関が外国為替銀行であるものに限る。))が発行する債券を含む。)を取り扱う場合には、前条に定めるところに準じた方法により顧客に対する情報の提供を行うものとする。

(特定取引勘定)

第十三条の六の三 (略)

2 (略)

3 特定取引勘定を設けた銀行(以下「特定取引勘定設置銀行」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第三十五条第四項第一号ホに掲げる書類に記載された事項の範囲内で行う場合は、この限りでない。

一・二 (略)

4 (略)

5 特定取引勘定設置銀行は、特定取引のうち事業年度終了の時に
いて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算
については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める
額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じな
ければならない。

一 金融先物取引等 金融先物取引法第二条第七項に規定する金融
先物取引所又は同条第十一項に規定する海外金融先物市場におけ
る事業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした
場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合
理的な方法により算出した額

二 金利先渡取引、為替先渡取引、先物外国為替取引、直物為替先
渡取引及びスワップ取引 当該取引により当事者間で授受するこ
とを約した金額（事業年度終了の日において未確定の場合は、指
標の予想される数値に基づき算出される金額）を合理的な方法に
より事業年度終了の日の現在価値に割り引いた額

三 オプション取引 当該取引の事業年度終了の日の現在価値とし
て、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額（事
業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値
に基づき算出される金額）、事業年度終了の日の当該権利行使に
係る指標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的
な方法により算出した額

一・二 (略)

4 (略)

5 特定取引勘定設置銀行は、特定取引のうち営業年度終了の時に
いて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算
については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める
額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じな
ければならない。

一 金融先物取引等 金融先物取引法第二条第七項に規定する金融
先物取引所又は同条第十一項に規定する海外金融先物市場におけ
る営業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした
場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合
理的な方法により算出した額

二 金利先渡取引、為替先渡取引、先物外国為替取引、直物為替先
渡取引及びスワップ取引 当該取引により当事者間で授受するこ
とを約した金額（営業年度終了の日において未確定の場合は、指
標の予想される数値に基づき算出される金額）を合理的な方法に
より営業年度終了の日の現在価値に割り引いた額

三 オプション取引 当該取引の営業年度終了の日の現在価値とし
て、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額（営
業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値
に基づき算出される金額）、営業年度終了の日の当該権利行使に
係る指標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的
な方法により算出した額

四 (略)

(信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第十四条の三 (略)

2 令第四条第七項第四号に規定する内閣府令で定める理由は、次に掲げる理由とする。

一 (略)

二 当該銀行の資本金の減少により一時的に自己資本の額が減少すること(増資等により信用供与等限度額を超えることとなる状態が速やかに解消される場合に限る。)

三 (略)

3 銀行は、法第十三条第一項ただし書の規定による同一人に対する信用の供与等の額が同項本文に規定する信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 信用の供与等を受ける者の資金計画を記載した書面

三 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

(合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第十四条の六 (略)

四 (略)

(信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第十四条の三 (略)

2 令第四条第七項第四号に規定する内閣府令で定める理由は、次に掲げる理由とする。

一 (略)

二 当該銀行の資本の減少により一時的に自己資本の額が減少すること(増資等により信用供与等限度額を超えることとなる状態が速やかに解消される場合に限る。)

三 (略)

3 銀行は、法第十三条第一項ただし書の規定による同一人に対する信用の供与等の額が同項本文に規定する信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 信用の供与等を受ける者の資金計画を記載した書類

三 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

(合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第十四条の六 (略)

2 銀行は、法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による当該銀行及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に第十四条の三第三項各号に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

(銀行の特定関係者)

第十四条の七 令第四条の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等(同項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。)とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関(同項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。)を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 他の法人等(破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。)の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人等

二・三 (略)

2 令第四条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等(当該法人等の子法人等を含む。)が子法人

2 銀行は、法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による当該銀行及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に第十四条の三第三項各号に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

(銀行の特定関係者)

第十四条の七 令第四条の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等(同項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。)とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関(同項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。)を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 他の法人等(破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、整理開始の命令又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。)の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人等

二・三 (略)

2 令第四条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等(当該法人等の子法人等を含む。)が子法人

等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた子法人等以外の他の法人等その他これらに準ずる子法人等以外の他の法人等であつて、当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等

二・三 (略)

3 (略)

(特定関係者との間の取引等の承認の申請等)

第十四条の九 銀行は、法第十三条の二ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

2 (略)

(休日の承認の申請等)

等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、**整理開始の命令**又は更生手続開始の決定を受けた子法人等以外の他の法人等その他これらに準ずる子法人等以外の他の法人等であつて、当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等

二・三 (略)

3 (略)

(特定関係者との間の取引等の承認の申請等)

第十四条の九 銀行は、法第十三条の二ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

2 (略)

(休日の承認の申請等)

第十五条 銀行は、令第五条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 令第五条第三項の規定による提示の方法を記載した書面

2 4 (略)

(臨時休業の届出等)

第十七条 銀行は、法第十六条第一項の規定によるその業務の全部又は一部の休止又は再開の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 法第十六条第一項の規定による提示の方法を記載した書面

三 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

2 (略)

3 法第十六条第一項の規定により掲示する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して営業所の店頭に掲示しなければならない。

一 法第十六条第一項前段の規定による掲示 銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開する日

二 法第十六条第一項後段の規定による掲示 銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は

第十五条 銀行は、令第五条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 令第五条第三項の規定による提示の方法を記載した書類

2 4 (略)

(臨時休業の届出等)

第十七条 銀行は、法第十六条第一項の規定によるその業務の全部又は一部の休止又は再開の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 法第十六条第一項の規定による提示の方法を記載した書類

三 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

2 (略)

(新設)

一部を再開した日後一月を経過する日

4| (略)

(銀行の子会社の範囲等)

第十七条の三 法第十六条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書面の印刷又は製本を行う業務

五～十三 (略)

十四 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書面の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十五～二十六 (略)

2～8 (略)

(法第十六条の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第十七条の四 法第十六条の二第三項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 銀行又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得(当該銀行又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)

3| (略)

(銀行の子会社の範囲等)

第十七条の三 法第十六条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書類の印刷又は製本を行う業務

五～十三 (略)

十四 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十五～二十六 (略)

2～8 (略)

(法第十六条の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第十七条の四 法第十六条の二第三項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 銀行又はその子会社が所有する商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権の取得(当該銀行又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)

四 銀行又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいい、当該銀行又はその子会社の請求による場合を除く。第十七条の六第五号、第三十四条の十七第一項第四号及び第三十四条の二十七第五号において同じ。）

五 銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の併合又は分割

六・七 (略)

2 (略)

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第十七条の五 銀行は、子会社対象銀行等（法第十六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該銀行に関する次に掲げる書面

イ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面

ハ 株式交換により子会社対象銀行等を子会社とする場合には、次に掲げる書面

四 銀行又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該銀行又はその子会社の請求による場合を除く。）

五 銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の消却、併合又は分割

六・七 (略)

2 (略)

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第十七条の五 銀行は、子会社対象銀行等（法第十六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該銀行に関する次に掲げる書類

イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書類

ハ 株式交換により子会社対象銀行等を子会社とする場合には、次に掲げる書類

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2) 株式交換契約の内容を記載した書面

(3) 株式交換費用を記載した書面

三 当該銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ 当該銀行及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における当該銀行及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。次項第二号、第十九条の三第二号及び第三号、第二十二条第十二号、第二十二條の二第十二号、第二十三條第七号並びに第三十五條第一項において同じ。）の見込みを記載した書面

四 当該認可に係る子会社対象銀行等に関する次に掲げる書面
イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書類

(1) 株主総会の議事録（商法第三百五十八條第一項の規定により株式交換契約書について株主総会の承認を得ないで株式交換を行う場合には、取締役会の議事録）

(2) 株式交換契約書

(3) 株式交換費用を記載した書類

三 当該銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項において同じ。）に関する次に掲げる書類

イ 当該銀行及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後における当該銀行及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。次項第二号、第十九条の三第二号及び第三号、第二十二条第十二号、第二十二條の二第十二号、第二十三條第七号並びに第三十五條第一項において同じ。）の見込みを記載した書類

四 当該認可に係る子会社対象銀行等に関する次に掲げる書類
イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

ロ 業務の内容を記載した書類

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ること

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類

五 当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とすることにより、当該銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（法第十六条の三第一項に規定する基準議決権数という。次条及び第十七条の七において同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした銀行（以下この項において「申請銀行」という。）の資本金の額が当該申請に係る子会社対象銀行等の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二～六 （略）

3～5 （略）

（法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第十七条の六 法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～三 （略）

ができる書類

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類

五 当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とすることにより、当該銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（法第十六条の三第一項に規定する基準議決権数という。次条及び第十七条の七において同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした銀行（以下この項において「申請銀行」という。）の資本金の額が当該申請に係る子会社対象銀行等の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二～六 （略）

3～5 （略）

（法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第十七条の六 法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～三 （略）

四 銀行又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得（当該銀行又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

五 銀行又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換

六 銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の併合又は分割

七 十一（略）

2 前項第十一号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二（略）

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書面

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3（略）

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第十七条の七 銀行は、法第十六条の三第二項ただし書の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受け

四 銀行又はその子会社が所有する商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権の取得（当該銀行又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

五 銀行又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該銀行又はその子会社の請求による場合を除く。）

六 銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の消却、併合又は分割

七 十一（略）

2 前項第十一号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二（略）

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書類

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

3（略）

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第十七条の七 銀行は、法第十六条の三第二項ただし書の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受け

ようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該承認に係る国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書面

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2・3 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第十七条の七の二 (略)

2 法第十六条の三第四項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該銀行が法第三十条第二項の認可を受けて吸収分割により他の銀行又は長期信用銀行の事業を承継した場合

二 当該銀行が法第三十条第二項の認可を受けて吸収分割により事業を承継したことにより他の銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合(前号に掲げる場合を除く。)

3 法第十六条の三第四項第六号に規定する内閣府令で定める場合は

ようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該承認に係る国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書類

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2・3 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第十七条の七の二 (略)

2 法第十六条の三第四項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該銀行が法第三十条第二項の認可を受けて吸収分割により他の銀行又は長期信用銀行の営業を承継した場合

二 当該銀行が法第三十条第二項の認可を受けて吸収分割により営業を承継したことにより他の銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合(前号に掲げる場合を除く。)

3 法第十六条の三第四項第六号に規定する内閣府令で定める場合は

、次に掲げる場合とする。

一 当該銀行が法第三十条第三項又は第四項の認可を受けて他の銀行若しくは長期信用銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の事業の譲受けをした場合

二 当該銀行が法第三十条第三項又は第四項の認可を受けて事業の譲受けをしたことにより他の銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合（前号に掲げる場合を除く。）

（法第十八条の規定による準備金の計上）

第十七条の七の三 銀行が剰余金の配当をする場合には、剰余金の配当後の資本準備金の額は、当該剰余金の配当の直前の資本準備金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算して得た額とする。

一 当該剰余金の配当をする日における準備金の額が当該日における基準資本金額（資本金の額に四分の一を乗じて得た額をいう。）

以下この条において同じ。）以上である場合 零

二 当該剰余金の配当をする日における基準資本金額未満である場合
イ又はロに掲げる額のうちいずれか少ない額に資本剰余金配当割合（会社法第四百四十六条第六号に掲げる額のうち、銀行がその他資本剰余金から減ずるべき額と定めた額を同号に掲げる額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額

、次に掲げる場合とする。

一 当該銀行が法第三十条第三項又は第四項の認可を受けて他の銀行若しくは長期信用銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の営業又は事業の譲受けをした場合

二 当該銀行が法第三十条第三項又は第四項の認可を受けて営業又は事業の譲受けをしたことにより他の銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合（前号に掲げる場合を除く。）

（新設）

イ 当該剰余金の配当をする日における準備金計上限度額（基準資本金額から準備金の額を減じて得た額をいう。以下この条において同じ。）

ロ 会社法第四百四十六号第六号に掲げる額に十分の一を乗じて得た額

2 銀行が剰余金の配当をする場合には、剰余金の配当後の利益準備金の額は、当該剰余金の配当の直前の利益準備金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算して得た額とする。

一 当該剰余金の配当をする日における準備金の額が当該日における基準資本金額以上である場合 零

二 当該剰余金の配当をする日における準備金の額が当該日における基準資本金額未満である場合 イ又はロに掲げる額のうちいずれか少ない額に利益剰余金配当割合（会社法第四百四十六号第六号に掲げる額のうち、銀行がその他利益剰余金から減ずるべき額と定めた額を同号に掲げる額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額

イ 当該剰余金の配当をした日における準備金計上限度額

ロ 会社法第四百四十六号第六号に掲げる額に十分の一を乗じて得た額

（業務報告書等）

第十八条 法第十九条第一項の規定による中間業務報告書は、事業年

（業務報告書等）

第十八条 法第十九条第一項の規定による中間業務報告書は、営業年

度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、中間事業概況書、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（外国銀行支店にあつては中間事業概況書、中間貸借対照表及び中間損益計算書）に分けて、別紙様式第一号（特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第一号の二、外国銀行支店にあつては別紙様式第二号（特定取引勘定届出外国銀行支店にあつては別紙様式第二号の二））により作成し、当該期間経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

2 法第十九条第一項の規定による業務報告書は、事業概況書、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び株主資本等変動計算書（外国銀行支店にあつては事業概況書、貸借対照表、損益計算書）に分けて、別紙様式第三号（特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第三号の二、外国銀行支店にあつては別紙様式第四号（特定取引勘定届出外国銀行支店にあつては別紙様式第四号の二））により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

3 法第十九条第二項の規定による中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この章、次章及び第三十五条第一項において同じ。）の業務及び財産の状況について、中間事業概況書及び中間連結財務諸表に分けて、別紙様式第五号により作成し、当該期間経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

度開始の日から当該営業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、中間営業概況書、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（外国銀行支店にあつては中間営業概況書、中間貸借対照表及び中間損益計算書）に分けて、別紙様式第一号（特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第一号の二、外国銀行支店にあつては別紙様式第二号（特定取引勘定届出外国銀行支店にあつては別紙様式第二号の二））により作成し、当該期間経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

2 法第十九条第一項の規定による業務報告書は、営業概況書、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書（外国銀行支店にあつては営業概況書、貸借対照表及び損益計算書）に分けて、別紙様式第三号（特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第三号の二、外国銀行支店にあつては別紙様式第四号（特定取引勘定届出外国銀行支店にあつては別紙様式第四号の二））により作成し、営業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

3 法第十九条第二項の規定による中間業務報告書は、営業年度開始の日から当該営業年度の九月三十日までの間の銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この章、次章及び第三十五条第一項において同じ。）の業務及び財産の状況について、中間営業概況書及び中間連結財務諸表に分けて、別紙様式第五号により作成し、当該期間経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

4 法第十九条第二項の規定による業務報告書は、事業概況書及び連
結財務諸表に分けて、別紙様式第五号の二により作成し、事業年度
経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

5 57 (略)

(貸借対照表等の公告)

第十九条 法第二十條第一項の規定により作成すべき中間貸借対照表等(法第二十條第一項に規定する中間貸借対照表等をいう。第六項において同じ。)は別紙様式第六号第一(特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第六号の二第一、外国銀行支店にあつては別紙様式第七号第一(特定取引勘定届出外国銀行支店にあつては別紙様式第七号の二第一))により、貸借対照表等(法第二十條第一項に規定する貸借対照表等をいう。第六項において同じ。)は別紙様式第六号の三第一(特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第六号の四第一、外国銀行支店にあつては別紙様式第七号の三第一(特定取引勘定届出外国銀行支店にあつては別紙様式第七号の四第一))により作成しなければならない。

2 法第二十條第二項の規定により作成すべき中間連結貸借対照表等(法第二十條第二項に規定する中間連結貸借対照表等をいう。第六項において同じ。)は別紙様式第八号第一により、連結貸借対照表等(法第二十條第二項に規定する連結貸借対照表等をいう。第六項において同じ。)は別紙様式第八号の二第一により作成しなければならない。

4 法第十九条第二項の規定による業務報告書は、営業概況書及び連
結財務諸表に分けて、別紙様式第五号の二により作成し、営業年度
経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

5 57 (略)

(貸借対照表等の公告)

第十九条 法第二十條第一項本文の規定により銀行が公告をする同項に規定する中間貸借対照表等は別紙様式第六号(特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第六号の二、外国銀行支店にあつては別紙様式第七号(特定取引勘定届出外国銀行支店にあつては別紙様式第七号の二))、貸借対照表等は別紙様式第六号の三(特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第六号の四、外国銀行支店にあつては別紙様式第七号の三(特定取引勘定届出外国銀行支店にあつては別紙様式第七号の四))により作成しなければならない。

2 銀行は、法第二十條第一項ただし書の規定による公告の延期の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

3 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行が法第二十條第一項ただし書の規定による公告の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

4 法第二十條第二項本文の規定により銀行が公告をする同項に規定する中間連結貸借対照表等は別紙様式第八号により、連結貸借対照

3 法第二十条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

4 銀行は、法第二十条第四項ただし書の規定による公告の延期の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

5 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行が法第二十条第四項ただし書の規定による公告の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

6 法第二十条第五項の規定により銀行が公告すべき中間貸借対照表等の要旨は別紙様式第六号第二(特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第六号の二第二)、外国銀行支店にあつては別紙様式第七号第二(特定取引勘定設置外国銀行支店にあつては別紙様式第七号の二第二)に、貸借対照表等の要旨は別紙様式第六号の三第二(特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第六号の四第二)、外国銀行支店にあつては別紙様式第七号の三第二(特定取引勘定設置外国銀行支店にあつては別紙様式第七号の四第二)に、中間連結貸借対照表等の要旨は別紙様式第八号第二に、連結貸借対照表等の要旨は別紙様式第八号の二第二に定めるものとする。

7 法第二十条第六項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるも

表等は別紙様式第八号の二により作成しなければならない。

5 第二項及び第三項の規定は、法第二十条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による承認について準用する。

のは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 8 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
- 9 法第二十条第六項の規定による措置は、第七項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によつて行わなければならない。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する中間事業年度及び事業年度に係る説明書類に記載すべき業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間事業年度に係る説明書類(以下「中間説明書類」という。)にあつては、

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する中間営業年度及び営業年度に係る説明書類に記載すべき業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間営業年度に係る説明書類(以下「中間説明書類」という。)にあつては、

第一号イ及びハからへまで、第二号、第三号ロ(11)、第四号並びに第五号チに掲げる事項を除く。)とする。

一 銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名及び役職名

ニ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の名称及びその職務を行うべき社員の氏名)

ホトト (略)

二 (略)

三 銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ 直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況

ロ 直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項(13)から(16)までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に
限る。)

(1)～(16) (略)

ハ 直近の二中間事業年度又は二事業年度における業務の状況を示す指標として別表に掲げる事項

四 (略)

五 銀行の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

第一号イ及びハからへまで、第二号、第三号ロ(11)、第四号並びに第五号チに掲げる事項を除く。)とする。

一 銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名及び役職名
(新設)

ニトト (略)

二 (略)

三 銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ 直近の中間営業年度又は営業年度における営業の概況

ロ 直近の三中間営業年度及び二営業年度又は直近の五営業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項(13)から(16)までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に
限る。)

(1)～(16) (略)

ハ 直近の二中間営業年度又は二営業年度における業務の状況を示す指標として別表に掲げる事項

四 (略)

五 銀行の直近の二中間営業年度又は二営業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び株主資本等変動計算書

ロ～ト (略)

チ 法第二十条第一項の規定により作成した書類について会社法第三百九十六条第一項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

リ 銀行が中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又損益計算書及び株主資本等変動計算書について証券取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

又 (略)

2 前項の規定にかかわらず、外国銀行支店に係る法第二十一条第一項前段に規定する中間事業年度及び事業年度に係る説明書類に記載すべき業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 外国銀行支店の直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況

三 外国銀行支店の直近の二中間事業年度又は二事業年度の中間貸借対照表又は貸借対照表及び中間損益計算書又は損益計算書

3～5 (略)

第十九条の三 法第二十一条第二項前段に規定する中間事業年度及び

イ 中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書

ロ～ト (略)

チ 法第二十条第一項の規定により作成した書類について商法特例法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

リ 銀行が中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書について証券取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

又 (略)

2 前項の規定にかかわらず、外国銀行支店に係る法第二十一条第一項前段に規定する中間営業年度及び営業年度に係る説明書類に記載すべき業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 外国銀行支店の直近の中間営業年度又は営業年度における営業の概況

三 外国銀行支店の直近の二中間営業年度又は二営業年度の中間貸借対照表又は貸借対照表及び中間損益計算書又は損益計算書

3～5 (略)

第十九条の三 法第二十一条第二項前段に規定する中間営業年度及び

事業年度に係る説明書類に記載すべき業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度に係る説明書類にあつては、第一号及び第三号ホに掲げる事項を除く。）とする。

一 銀行及びその子会社等（法第二十一条第二項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。以下この条において同じ。）の概況に関する次に掲げる事項

イ（略）

ロ 銀行の子会社等に関する次に掲げる事項

(1)～(5)（略）

(6) 銀行が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合

(7) 銀行の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合

二 銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ 直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況

ロ（略）

三 銀行及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は

営業年度に係る説明書類に記載すべき業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項と（中間営業年度に係る説明書類にあつては、第一号及び第三号ホに掲げる事項を除く。）する。

一 銀行及びその子会社等（法第二十一条第二項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。以下この条において同じ。）の概況に関する次に掲げる事項

イ（略）

ロ 銀行の子会社等に関する次に掲げる事項

(1)～(5)（略）

(6) 銀行が保有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合

(7) 銀行の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合

二 銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ 直近の中間営業年度又は営業年度における営業の概況

ロ（略）

三 銀行及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結剰余金計算書又は連結剰余

連結株主資本等変動計算書

ロ② (略)

ホ 法第二十条第二項の規定により作成した書類について会社法第三百九十六条第一項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

へ 銀行が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書について証券取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

ト (略)

第十九条の四 銀行は、法第二十条第一項又は第二項及び法第二十一条第一項又は第二項の規定により作成した書類（外国銀行支店にあつては、第十九条の二第三項及び第四項に規定する書類を含む。以下この項及び次項において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該銀行の中間事業年度及び事業年度経過後四月以内（外国銀行支店にあつては、中間事業年度及び事業年度経過後六月以内）に開始し、当該中間事業年度及び事業年度の翌中間事業年度及び翌事業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2④ (略)

金計算書

ロ② (略)

ホ 法第二十条第二項の規定により作成した書類について商法特例法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

へ 銀行が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結剰余金計算書又は連結剰余金計算書について証券取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

ト (略)

第十九条の四 銀行は、法第二十条第一項又は第二項及び法第二十一条第一項又は第二項の規定により作成した書類（外国銀行支店にあつては、第十九条の二第三項及び第四項に規定する書類を含む。以下この項及び次項において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該銀行の中間営業年度及び営業年度経過後四月以内（外国銀行支店にあつては、中間営業年度及び営業年度経過後六月以内）に開始し、当該中間営業年度及び営業年度の翌中間営業年度及び翌営業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2④ (略)

(電磁的記録に記載された事項を表示する措置)

第十九条の六 法第二十一条第四項に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(事業報告等の記載事項)

第二十条 法第二十二條の規定による事業報告は、別紙様式第九号(特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第九号の二)により作成しなければならない。

2 (略)

第五章 合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受け

(合併の認可の申請)

第二十二條 銀行は、法第三十條第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(新設)

(営業報告書等の記載事項)

第二十条 法第二十二條の規定による営業報告書は、別紙様式第九号(特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第九号の二)により作成しなければならない。

2 (略)

第五章 合併、分割又は営業等の譲渡若しくは譲受け

(合併の認可の申請)

第二十二條 銀行は、法第三十條第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 株主総会の議事録(商法第四百十三條ノ三第一項(簡易な合併手続の要件)の規定により合併契約書について株主総会の承認を得ないで合併を行う場合における合併後存続する銀行にあつては、取締役会の議事録及び商法第四百十三條ノ三第五項の規定による株式買収の請求をした株主に関する事項を記載した書面)

- 三 合併契約の内容を記載した書面
- 四 合併費用を記載した書面
- 五 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに最近の日計表並びに最近の日計表
- 六 会社法第七百八十九条第二項（第三号を除き、同法第七百九十条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第七百九十九条第二項又は第八百十條第二項（第三号を除き、同法第八百十三條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項（同法第七百九十三條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十條第三項（同法第八百十三條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 七 合併により消滅する会社又は株式の併合をする会社が株券発行会社であるときは、会社法第二百十九條第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

- 三 合併契約書
- 四 合併費用を記載した書類
- 五 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書並びに最近の日計表
- 六 商法第四百十二條第一項（債権者の異議）の規定による公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における銀行にあつては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面
- 七 株式の併合をする場合には、商法第二百五條第一項（株式の併合の手続）の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

七の二 合併により消滅する会社が新株予約権を発行しているときは、会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

八 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十五条第二項の規定による届出をしたことを証明する書面

九 合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行の定款、取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役員）の履歴書、営業所の位置及び当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者の当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の設置の状況を記載した書面並びに合併後における収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二 合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行が会計参与設置会社である場合には、当該銀行の会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）

十 合併の当事者の一部が銀行でない場合には、当該銀行でない当事者の従前の定款及び第五号に掲げる書類

十一 合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行が当該合併により子会社対象会社（法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この号、次条第十一号及び第二十三条第

（新設）

八 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十五条第二項の規定による届出をしたことを証明する書類

九 合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行の定款、取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役員）の履歴書、営業所の位置及び当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者の当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の設置の状況を記載した書類並びに合併後における収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書類

（新設）

十 合併の当事者の一部が銀行でない場合には、当該銀行でない当事者の従前の定款及び第五号に掲げる書類

十一 合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行が当該合併により子会社対象会社（法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この号、次条第十一号及び第二十三条第九号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象

九号において同じ。)を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第十七条の五第一項第四号に掲げる書面

十二 合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行が子会社等(法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号、次条第十二号及び第二十三条第七号において同じ。)を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

十三 合併後存続する銀行若しくは合併により設立される銀行又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数(法第十六条の三第一項に規定する基準議決権数をいう。次条第十四号及び第二十三条第十号において同じ。)を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

十四 その他法第三十一条に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

(会社分割の認可の申請)

第二十二条の二 銀行は、法第三十条第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

会社に関する第十七条の五第一項第四号に掲げる書類

十二 合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行が子会社等(法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号、次条第十二号及び第二十三条第七号において同じ。)を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類

十三 合併後存続する銀行若しくは合併により設立される銀行又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数(法第十六条の三第一項に規定する基準議決権数をいう。次条第十四号及び第二十三条第十号において同じ。)を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十四 その他法第三十一条に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

(分割の認可の申請)

第二十二条の二 銀行は、法第三十条第二項の規定による分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 株主総会の議事録(商法第三百七十四条ノ六第一項、第三百七十四条ノ二十二第一項又は第三百七十四条ノ二十三第一項の規定

- 三 新設分割計画又は吸収分割契約の内容を記載した書面
- 四 会社分割費用を記載した書面
- 五 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに最近の日計表
- 六 会社法第七百八十九条第二項若しくは第七百九十九条第二項又は第八百十條第二項の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十條第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告（同法第七百八十九条第三項又は第八百十條第三項の規定により各別の催告をすることを要しない場合以外の場合にあつては、当該公告及び催告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該会社分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 七 株券発行会社が株式の併合をする場合には、会社法第二百九條第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面
- 七の二 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八條第五号又は第七百六十三條第十号に

- により分割計画書又は分割契約書について株主総会の承認を得ないで分割を行う銀行にあつては、取締役会の議事録）
- 三 分割計画書又は分割契約書
 - 四 分割費用を記載した書類
 - 五 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書並びに最近の日計表
 - 六 商法第三百七十四条ノ四第一項又は第三百七十四条ノ二十第一項の規定による公告及び催告（同項ただし書の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載した場合における銀行にあつては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は分割をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面
 - 七 株式の併合をする場合には、商法第二百五條第一項（株式の併合の手続）の規定による公告及び通知の状況を記載した書類
- （新設）

規定する場合には、会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

八 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五条の第二項又は第三項の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書面

九 当該会社分割を行った後における銀行の定款、取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書、営業所の位置及び当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者の当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の設置の状況を記載した書面並びに収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二 当該会社分割を行った後における銀行が会計参与設置会社である場合には、当該銀行の会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）

十 会社分割の当事者の一部が銀行でない場合には、当該銀行でない会社の従前の定款及び第五号に掲げる書面

十一 当該会社分割により子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第十七条の五第一項第四号に掲げる書面

十二 当該会社分割を行った後における銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率

八 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五条の第二項又は第三項の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書類

九 当該分割を行った後における銀行の定款、取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書、営業所の位置及び当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者の当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の設置の状況を記載した書類並びに収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書類

（新設）

十 分割の当事者の一部が銀行でない場合には、当該銀行でない会社の従前の定款及び第五号に掲げる書類

十一 当該分割により子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第十七条の五第一項第四号に掲げる書類

十二 当該分割を行った後における銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見

の見込みを記載した書面

十三 当該会社分割により当該銀行の子会社の子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書面

十四 当該会社分割により銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

十五 その他法第三十一条に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

(事業譲渡等の認可の申請)

第二十三条 銀行は、法第三十条第三項の規定による事業の譲渡若しくは譲受け又は同条第四項の規定による事業の譲受け（以下この条において「事業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

三 事業譲渡等の契約の内容を記載した書面

四 (略)

五 法第三十四条第一項又は第三十五条第一項の規定による公告及び催告（法第三十四条第三項（法第三十五条第三項において準用

込みを記載した書類

十三 当該分割により当該銀行の子会社の子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類

十四 当該分割により銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十五 その他法第三十一条に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

(営業譲渡等の認可の申請)

第二十三条 銀行は、法第三十条第三項の規定による営業の譲渡若しくは譲受け又は同条第四項の規定による事業の譲受け（以下この条において「営業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該営業譲渡等が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録

三 営業譲渡等の契約書

四 (略)

五 法第三十四条第一項の規定による公告及び催告（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十

する場合を含む。)の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該事業譲渡等をして当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

六 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条第二項の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書面

七 当該事業譲渡等を行つた後における銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

八 当該事業の譲渡により当該銀行の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書面

九 当該事業の譲受けにより子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第十七条の五第一項第四号に掲げる書面

十 当該事業の譲受けにより銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面(削る)

号)第三十五条の規定により読み替えて適用される法第三十四条第一項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載した場合における銀行にあつては、これらの公告)又は法第三十五条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は営業譲渡等をしてその者を害するおそれがないことを証する書面

六 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条第二項の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書面

七 当該営業譲渡等を行つた後における銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類

八 当該営業の譲渡により当該銀行の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類

九 当該営業の譲受けにより子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第十七条の五第一項第四号に掲げる書類

十 当該営業の譲受けにより銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十一 商法第二百四十五条ノ五第一項(簡易な営業の譲受けの手續)の規定により総会の決議を経ないで営業又は事業の全部の譲受

十一 その他法第三十一条に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

(合併等の場合に催告を要しない債権者)

第二十四条 令第七条に規定する債権者で内閣府令で定めるものは、次に掲げる債権者とする。ただし、第二号から第六号までに掲げる債権者については、法第三十三条の二第一項に規定する会社分割(会社分割により事業を承継させる場合に限る。)の決議をした場合に限る。

一 一六 (略)

(廃業及び解散等の認可の申請)

第二十五条 銀行は、法第三十七条第一項の規定による銀行業の廃止、合併又は解散の認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 銀行業の廃止又は解散

イ 一六 (略)

二 資産及び負債の内容を明らかにした書面

ホ 債権債務の処理の方法を記載した書面

けを行う銀行にあつては、最終の貸借対照表及び商法第二百四十五条ノ五第三項の規定による株式買取の請求をした株主に関する事項を記載した書面

十二 その他法第三十一条に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

(合併等の場合に催告を要しない債権者)

第二十四条 令第七条に規定する債権者で内閣府令で定めるものは、次に掲げる債権者とする。ただし、第二号から第六号までに掲げる債権者については、法第三十三条の二第一項に規定する会社の分割(分割により営業を承継させる場合に限る。)の決議をした場合に限る。

一 一六 (略)

(廃業及び解散等の認可の申請)

第二十五条 銀行は、法第三十七条第一項の規定による銀行業の廃止、合併又は解散の認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 銀行業の廃止又は解散

イ 一六 (略)

二 資産及び負債の内容を明らかにした書類

ホ 債権債務の処理の方法を記載した書類

へ その他法第三十七条第二項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

二 合併

イ 第二十二條各号（第九号、第九号の二及び第十一号を除く。）に掲げる書面

ロ 合併後存続する会社又は合併により設立される会社の定款並びに取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

ハ 合併後存続する会社又は合併により設立される会社が会計参与設置会社である場合には、当該会社の会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）

ニ 前号ホ及びへに掲げる書面

（外国銀行の営業の免許の申請）

第二十八條 外国銀行は、法第四十七條第一項の規定に基づきその主たる外国銀行支店（法第四十七條第一項に規定する主たる外国銀行支店をいう。第三十七條第三項において同じ。）を定めて法第四條第一項の規定による営業の免許を受けようとするときは、当該外国銀行の代表権を有する役員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

へ その他法第三十七条第二項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

二 合併

イ 第二十二條各号（第九号及び第十一号を除く。）に掲げる書類

ロ 合併後存続する会社又は合併により設立される会社の定款並びに取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

（新設）

ハ 前号ホ及びへに掲げる書類

（外国銀行の営業の免許の申請）

第二十八條 外国銀行は、法第四十七條第一項の規定に基づきその主たる外国銀行支店（法第四十七條第一項に規定する主たる外国銀行支店をいう。第三十七條第三項において同じ。）を定めて法第四條第一項の規定による営業の免許を受けようとするときは、当該外国銀行の代表権を有する役員が署名した免許申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

- 二 定款又は当該外国銀行の性質を識別するに足りる書面
- 三 当該外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面
- 四 当該外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面
- 五 当該申請に係る外国銀行支店の位置を記載した書面
- 六 当該申請に係る外国銀行支店の事業開始後三事業年度における収支の見込みを記載した書面

七 (略)

- 八 当該外国銀行の主要な株主又は持分を保有する者（以下この号において「主要株主等」という。）の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（主要株主等が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する株式の数又は出資の金額を記載した書面
- 九 当該外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

- 十 当該申請に係る外国銀行支店の設置が外国の行政機関の許可、認可その他の行為（以下この号及び第三十二条第二項において「許可等」という。）を要するものである場合には、当該許可等があつたことを証明する書面

- 十一 その他法第四条第二項及び第三項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

（外国銀行の営業の免許の予備審査）

第二十九条 法第四十七条第一項の規定に基づき法第四条第一項の規

- 二 定款又は当該外国銀行の性質を識別するに足りる書類
- 三 当該外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書類
- 四 当該外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書類
- 五 当該申請に係る外国銀行支店の位置を記載した書類
- 六 当該申請に係る外国銀行支店の営業開始後三営業年度における収支の見込みを記載した書類

七 (略)

- 八 当該外国銀行の主要な株主又は持分を保有する者（以下この号において「主要株主等」という。）の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（主要株主等が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する株式の数又は出資の金額を記載した書類
- 九 当該外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書

- 十 当該申請に係る外国銀行支店の設置が外国の行政機関の許可、認可その他の行為（以下この号及び第三十二条第二項において「許可等」という。）を要するものである場合には、当該許可等があつたことを証明する書類

- 十一 その他法第四条第二項及び第三項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

（外国銀行の営業の免許の予備審査）

第二十九条 法第四十七条第一項の規定に基づき法第四条第一項の規

定による営業の免許を受けようとする外国銀行は、前条に定めるところに準じた書面を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

(従たる外国銀行支店の設置等)

第三十二条 (略)

2 外国銀行支店は、法第四十七条の二の規定による従たる外国銀行支店(法第四十七条第二項に規定する従たる外国銀行支店をいう。以下この条において同じ。)の設置、種類の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該従たる外国銀行支店の設置が外国の行政機関の許可等を要するものである場合には、当該許可等があつたことを証明する書面

三 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

3・4 (略)

(外国銀行支店の届出)

第三十三条 (略)

2・5 (略)

6 外国銀行支店は、法第四十九条の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面

定による営業の免許を受けようとする外国銀行は、前条に定めるところに準じた書類を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

(従たる外国銀行支店の設置等)

第三十二条 (略)

2 外国銀行支店は、法第四十七条の二の規定による従たる外国銀行支店(法第四十七条第二項に規定する従たる外国銀行支店をいう。以下この条において同じ。)の設置、種類の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該従たる外国銀行支店の設置が外国の行政機関の許可等を要するものである場合には、当該許可等があつたことを証明する書類

三 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

3・4 (略)

(外国銀行支店の届出)

第三十三条 (略)

2・5 (略)

6 外国銀行支店は、法第四十九条の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類

を添付して遅滞なく金融庁長官に提出しなければならない。

(外国銀行の駐在員事務所の設置の届出事項)

第三十四条 (略)

2 外国銀行は、法第五十二条第一項の規定による駐在員事務所その他の施設に係る届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 支店その他の営業所及び駐在員事務所の数を記載した書面
- 二 資本金の額又は出資の総額を記載した書面
- 三 代表権を有する役員の役職名及び氏名を記載した書面

(銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする場合の認可の申請等)

第三十四条の六 法第五十二条の九第一項各号に掲げる取引又は行為により一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該法人に関する次に掲げる書面(当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面)

イ・ロ (略)

を添付して遅滞なく金融庁長官に提出しなければならない。

(外国銀行の駐在員事務所の設置の届出事項)

第三十四条 (略)

2 外国銀行は、法第五十二条第一項の規定による駐在員事務所その他の施設に係る届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 支店その他の営業所及び駐在員事務所の数を記載した書類
- 二 資本金の額又は出資の総額を記載した書類
- 三 代表権を有する役員の役職名及び氏名を記載した書類

(銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする場合の認可の申請等)

第三十四条の六 法第五十二条の九第一項各号に掲げる取引又は行為により一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該法人に関する次に掲げる書類(当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類)

イ・ロ (略)

ハ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

ニ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）

ホ その総株主又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有する者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書面

ヘ 当該認可に係る法第五十二条の九第一項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。）の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録（これらに準ずる機関において必要な手続があつたことを証する書面）

ト 主たる事務所の位置を記載した書面

チ 業務の内容を記載した書面

リ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他当該法人の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることがができる書面

ヌ 当該銀行の議決権の保有に係る体制を記載した書面

ル その保有する当該銀行の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該銀行の議決権の数を記載した書面

ハ 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書
(新設)

ニ その総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有する者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書類

ホ 当該認可に係る法第五十二条の九第一項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。）以下この号において同じ。）の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録

ヘ 主たる事務所の位置を記載した書類

ト 業務の内容を記載した書類

チ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他当該法人の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ヌ 当該銀行の議決権の保有に係る体制を記載した書類

ル その保有する当該銀行の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該銀行の議決権の数を記載した書類

コ) その子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書面

三 当該認可後五事業年度におけるその保有する当該銀行の議決権に係るキャッシュ・フローの見込み及び当該見込みのネットプレゼントバリュウ（当該議決権の保有を直接又は間接の原因とする収入又は支出の増加及び減少のそれぞれを当該議決権の取得資金に係るそれぞれに対応する期間の金利を用いて現在価値として割り引いて得た値を合計した値をいう。第三項において同じ。）を記載した書面

四 前号のネットプレゼントバリュウに係るストレステスト（ネットプレゼントバリュウの計算の前提となる事項について当該事項の過去の一定期間の変化その他の合理的な範囲での変化があったものとして、当該ネットプレゼントバリュウとは異なる値を別途計算することをいう。第三項において同じ。）の結果を記載した書面

五 (略)

六 その他法第五十二条の十第一号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 法第五十二条の九第一項各号に掲げる取引又は行為により一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする者（前項に規定する者を除く。）は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる書面並びに次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提

ル) その子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類

三 当該認可後五営業年度におけるその保有する当該銀行の議決権に係るキャッシュ・フローの見込み及び当該見込みのネットプレゼントバリュウ（当該議決権の保有を直接又は間接の原因とする収入又は支出の増加及び減少のそれぞれを当該議決権の取得資金に係るそれぞれに対応する期間の金利を用いて現在価値として割り引いて得た値を合計した値をいう。第三項において同じ。）を記載した書類

四 前号のネットプレゼントバリュウに係るストレステスト（ネットプレゼントバリュウの計算の前提となる事項について当該事項の過去の一定期間の変化その他の合理的な範囲での変化があったものとして、当該ネットプレゼントバリュウとは異なる値を別途計算することをいう。第三項において同じ。）の結果を記載した書類

五 (略)

六 その他法第五十二条の十第一号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 法第五十二条の九第一項各号に掲げる取引又は行為により一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする者（前項に規定する者を除く。）は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる書類並びに次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提

出しなければならない。

一 当該者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所及び営んでいる事業又は職業を記載した書面

二 その保有する当該銀行の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該銀行の議決権の数を記載した書面

三 当該者が総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の二十以上の数の議決権を保有する法人の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書面

四 その他法第五十二条の十第二号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3 一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、法第五十二条の九第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社その他の法人(以下この項において「設立法人」という。)に関する次に掲げる書面(当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面)

イ (略)

ロ 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書

ハ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書(会計参与

出なければならない。

一 当該者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所及び営んでいる事業又は職業を記載した書類

二 その保有する当該銀行の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該銀行の議決権の数を記載した書類

三 当該者が総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の二十以上の数の議決権を保有する法人の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類

四 その他法第五十二条の十第二号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

3 一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、法第五十二条の九第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社その他の法人(以下この項において「設立法人」という。)に関する次に掲げる書類(当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類)

イ (略)

ロ 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書

(新設)

が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書)

二| その総株主又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有することとなる者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容)並びにその保有する議決権の数を記載した書面

ホ| 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録(当該設立法人が株式移転、合併又は分割により設立される場合にあっては、これに関する株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面)

ヘ| 主たる事務所の位置を記載した書面

ト| 業務の内容を記載した書面

チ| 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書面

リ| 当該銀行の議決権の保有に係る体制を記載した書面

ヌ| その保有する当該銀行の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該銀行の議決権の数を記載した書面

ル| その子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書面

三| 当該設立後五事業年度におけるその保有する当該銀行の議決権

ハ| その総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有することとなる者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容)並びにその保有する議決権の数を記載した書類

二| 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録(当該設立法人が株式移転、合併又は分割により設立される場合にあっては、これに関する株主総会の議事録(当該設立法人が商法第三百七十四条ノ六第一項の規定により分割計画書について株主総会の承認を得ないで設立される場合には、これに関する取締役会の議事録))

ホ| 主たる事務所の位置を記載した書類

ヘ| 業務の内容を記載した書類

ト| 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類

チ| 当該銀行の議決権の保有に係る体制を記載した書類

リ| その保有する当該銀行の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該銀行の議決権の数を記載した書類

ヌ| その子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類

三| 当該設立後五営業年度におけるその保有する当該銀行の議決権

に係るキャッシュ・フローの見込み及び当該見込みのネットプレゼントバリュを記載した書類

四 前号のネットプレゼントバリュに係るストレステストの結果を記載した書類

五 (略)

六 その他法第五十二条の十第一号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

4 (略)

5 法第五十二条の九第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 当該銀行の議決権を行使することができない株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該銀行の議決権の保有者になろうとする者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

四 当該銀行が株式の転換（当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。第三十四条の十第四項第五号において同じ。）を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該銀行の議決権の保有者になろうとする者の請求による場合を除く。）

五 当該銀行が株式の併合又は分割を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

六〇八 (略)

に係るキャッシュ・フローの見込み及び当該見込みのネットプレゼントバリュを記載した書類

四 前号のネットプレゼントバリュに係るストレステストの結果を記載した書類

五 (略)

六 その他法第五十二条の十第一号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

4 (略)

5 法第五十二条の九第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 当該銀行の商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該銀行の議決権の保有者になろうとする者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

四 当該銀行が株式の転換を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該銀行の議決権の保有者になろうとする者の請求による場合を除く。）

五 当該銀行が株式の消却、併合又は分割を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

六〇八 (略)

6 (略)

(銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする場合の予備審査)

第三十四条の七 銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者又は銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人を設立しようとする者は、法第五十二条の九第一項の規定による認可を受けようとするときは、前条第一項、第二項又は第三項に定めるところに準じた書面を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。

(特定主要株主に係る認可の申請)

第三十四条の八 特定主要株主(法第五十二条の九第二項に規定する特定主要株主をいう。)は、同項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 第三十四条の六第一項第二号ハ、ニ、ヘからリまで及びル並びに同項第三号から第六号までに掲げる書面

三 その保有する当該銀行の議決権の数を記載した書面

2 (略)

(銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等

6 (略)

(銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする場合の予備審査)

第三十四条の七 銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者又は銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人を設立しようとする者は、法第五十二条の九第一項の規定による認可を受けようとするときは、前条第一項、第二項又は第三項に定めるところに準じた書類を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。

(特定主要株主に係る認可の申請)

第三十四条の八 特定主要株主(法第五十二条の九第二項に規定する特定主要株主をいう。)は、同項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 第三十四条の六第一項第二号ハ、ニ、ヘからリまで及びル並びに同項第三号から第六号までに掲げる書類

三 その保有する当該銀行の議決権の数を記載した書類

2 (略)

(銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等

第三十四条の十 銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該会社に関する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

ハ 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書

ニ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書)

ホ 株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(株主が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容)並びにその保有する議決権の数を記載した書類

ヘ (略)

ト 事務所の位置を記載した書類

チ 業務の内容を記載した書類

リ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができると書類

第三十四条の十 銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該会社に関する次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書

(新設)

ニ 株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(株主が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容)並びにその保有する議決権の数を記載した書類

ホ (略)

ヘ 事務所の位置を記載した書類

ト 業務の内容を記載した書類

チ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができると書類

又| 当該会社が行う子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の経営管理に係る体制を記載した書類

ル| 銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

三 当該会社の子会社等（法第五十二条の二十二第一項本文に規定する子会社等又は法第五十二条の二十五に規定する子会社等）のいずれかに該当するものをいう。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる書類

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

ロ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類

ハ 前号ト及びチに掲げる書類

四 当該認可後三事業年度における当該会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率（法第五十二条の二十五に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この節及び第三十五条第三項において同じ。）の見込みを記載した書類

五 当該会社が銀行を子会社とする持株会社になることにより、当該会社又はその子会社が国内の会社（法第五十二条の二十四第一項に規定する国内の会社をいう。以下この節において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下この節において同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

リ| 当該会社が行う子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の経営管理に係る体制を記載した書類

又| 銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

三 当該会社の子会社等（法第五十二条の二十二第一項本文に規定する子会社等又は法第五十二条の二十五に規定する子会社等）のいずれかに該当するものをいう。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる書類

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

ロ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）の役職名及び氏名を記載した書類

ハ 前号ト及びチに掲げる書類

四 当該認可後三営業年度における当該会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率（法第五十二条の二十五に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この節及び第三十五条第三項において同じ。）の見込みを記載した書類

五 当該会社が銀行を子会社とする持株会社になることにより、当該会社又はその子会社が国内の会社（法第五十二条の二十四第一項に規定する国内の会社をいう。以下この節において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下この節において同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 その他法第五十二条の十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書面

イ (略)

ロ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

ハ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した及びその職務を行うべき社員の履歴書）

ニ 株主となる者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書面

ホ 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立会社が株式移転、合併又は会社分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

六 その他法第五十二条の十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書類

イ (略)

ロ 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

（新設）

ハ 株主となる者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書類

ニ 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立会社が株式移転、合併又は分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録（当該設立会社が商法第三百七十四条ノ六第一項

- ）
- ヘ) 事務所の位置を記載した書面
 - ト) 業務の内容を記載した書面
 - チ) 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができする書面
 - リ) 当該設立会社が行う子会社（子会社となる会社を含む。以下この項及び次項において同じ。）の経営管理に係る体制を記載した書類
 - ヌ) 銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類
 - 三 当該設立会社の子会社等に関する次に掲げる書類
 - イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類
 - ロ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類
 - ハ 業務の内容を記載した書類
 - ニ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができする書類
 - 四 当該設立後三事業年度における設立会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類
 - 五 当該設立により、設立会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合

- の規定により分割計画書について株主総会の承認を得ないで設立される場合には、これに関する取締役会の議事録）
- ホ) 事務所の位置を記載した書類
 - ヘ) 業務の内容を記載した書類
 - ト) 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができする書類
 - チ) 当該設立会社が行う子会社（子会社となる会社を含む。以下この項及び次項において同じ。）の経営管理に係る体制を記載した書類
 - リ) 銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類
 - 三 当該設立会社の子会社等に関する次に掲げる書類
 - イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類
 - ロ 役員の役職名及び氏名を記載した書類
 - ハ 業務の内容を記載した書類
 - ニ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができする書類
 - 四 当該設立後三営業年度における設立会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類
 - 五 当該設立により、設立会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合

には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 その他法第五十二条の十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 当該認可の申請をした会社又は当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「申請者等」という。）及びその子会社等の収支が当該認可後又は設立後三事業年度において良好に推移することが見込まれること。

二 申請者等及びその子会社等の連結自己資本比率が当該認可後又は設立後三事業年度において適正な水準となることが見込まれること。

三 (略)

4 法第五十二条の十七第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～三 (略)

四 当該銀行の議決権を行使することができない株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該銀行の議決権の保有者になろうとする者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

五 (略)

六 当該銀行が株式の併合又は分割を行ったことによるその総株主

には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 その他法第五十二条の十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 当該認可の申請をした会社又は当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「申請者等」という。）及びその子会社等の収支が当該認可後又は設立後三営業年度において良好に推移することが見込まれること。

二 申請者等及びその子会社等の連結自己資本比率が当該認可後又は設立後三営業年度において適正な水準となることが見込まれること。

三 (略)

4 法第五十二条の十七第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～三 (略)

四 当該銀行の商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該銀行の議決権の保有者になろうとする者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

五 (略)

六 当該銀行が株式の消却、併合又は分割を行ったことによるその

の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

七・八 (略)

5・6 (略)

(銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の予備審査)

第三十四条の十一 銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社又は銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、前条第一項又は第二項に定めるところに準じた書面を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

(特定持株会社に係る届出事項等)

第三十四条の十二 (略)

2 特定持株会社(法第五十二条の十七第二項に規定する特定持株会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、法第五十二条の十七第二項の規定による届出(特定持株会社が銀行を子会社とする外国の持株会社(令第十六条の四に規定する銀行を子会社とする外国の持株会社をいう。以下同じ。)である場合にあっては、令第十六条の五の規定による届出)をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇三 (略)

3・4 (略)

総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

七・八 (略)

5・6 (略)

(銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の予備審査)

第三十四条の十一 銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社又は銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、前条第一項又は第二項に定めるところに準じた書類を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

(特定持株会社に係る届出事項等)

第三十四条の十二 (略)

2 特定持株会社(法第五十二条の十七第二項に規定する特定持株会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、法第五十二条の十七第二項の規定による届出(特定持株会社が銀行を子会社とする外国の持株会社(令第十六条の四に規定する銀行を子会社とする外国の持株会社をいう。以下同じ。)である場合にあっては、令第十六条の五の規定による届出)をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇三 (略)

3・4 (略)

5 特定持株会社は、法第五十二条の十七第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該特定持株会社が銀行を子会社とする持株会社でなくなった時期を記載した書面

三 当該特定持株会社が銀行を子会社とする持株会社でなくなるために講じた措置又は銀行を子会社とする持株会社でなくなった事由を記載した書面

(特定持株会社に係る認可の申請)

第三十四条の十三 特定持株会社は、法第五十二条の十七第三項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 第三十四条の十一第一項第二号ハ、ニ及びヘからヌまで並びに同項第三号から第六号までに掲げる書面

2 (略)

(銀行持株会社の取締役の認可の申請)

第三十四条の十四 銀行持株会社の常務に従事する取締役(委員会設置会社)にあつては執行役、外国所在銀行持株会社(銀行を子会社と

5 特定持株会社は、法第五十二条の十七第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該特定持株会社が銀行を子会社とする持株会社でなくなった時期を記載した書類

三 当該特定持株会社が銀行を子会社とする持株会社でなくなるために講じた措置又は銀行を子会社とする持株会社でなくなった事由を記載した書類

(特定持株会社に係る認可の申請)

第三十四条の十三 特定持株会社は、法第五十二条の十七第三項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 第三十四条の十一第一項第二号ハ、ニ及びヘからヌまで並びに同項第三号から第六号までに掲げる書類

2 (略)

(銀行持株会社の取締役の認可の申請)

第三十四条の十四 銀行持株会社の常務に従事する取締役(委員会等設置会社)にあつては執行役、外国所在銀行持株会社(銀行を子会社

する外国の持株会社であつて、法第五十二条の十七第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。)にあつては当該外国所在銀行持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役又はこれらに類する職にある者。次項において同じ。)は、法第五十二条の十九第一項の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付し、当該銀行持株会社を経由して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 銀行持株会社及び当該他の会社における常務の処理方法を記載した書面

四 銀行持株会社又はその子会社と当該他の会社との取引その他の関係を記載した書面

五 当該他の会社の定款(これに準ずるものを含む。)、最終の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

2 (略)

(銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等)

第三十四条の十五 (略)

2 5 (略)

6 銀行持株会社は、法第五十二条の二十二第一項ただし書の規定に

とする外国の持株会社であつて、法第五十二条の十七第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。)にあつては当該外国所在銀行持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役又はこれらに類する職にある者。次項において同じ。)は、法第五十二条の十九第一項の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該銀行持株会社を経由して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 銀行持株会社及び当該他の会社における常務の処理方法を記載した書類

四 銀行持株会社又はその子会社と当該他の会社との取引その他の関係を記載した書類

五 当該他の会社の定款(これに準ずるものを含む。)、最終の営業報告書、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

2 (略)

(銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等)

第三十四条の十五 (略)

2 5 (略)

6 銀行持株会社は、法第五十二条の二十二第一項ただし書の規定に

よる当該銀行持株会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が同項本文に規定する銀行持株会社に係る信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に第十四条の第三項各号に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

7 (略)

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第三十四条の十六 (略)

2 法第五十二条の二十三第一項第十号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 三 (略)

四 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書面の印刷又は製本を行う業務

五 十三 (略)

十四 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書面の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十五 二十六 (略)

3 8 (略)

(法第五十二条の二十三第一項の規定等が適用されないこととなる

事由)

第三十四条の十七 法第五十二条の二十三第二項に規定する内閣府令

よる当該銀行持株会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が同項本文に規定する銀行持株会社に係る信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に第十四条の第三項各号に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

7 (略)

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第三十四条の十六 (略)

2 法第五十二条の二十三第一項第十号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 三 (略)

四 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書類の印刷又は製本を行う業務

五 十三 (略)

十四 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十五 二十六 (略)

3 8 (略)

(法第五十二条の二十三第一項の規定等が適用されないこととなる

事由)

第三十四条の十七 法第五十二条の二十三第二項に規定する内閣府令

で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 銀行持株会社又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得（当該銀行持株会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

四 銀行持株会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換

五 銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の併合又は分割

六・七 (略)

2 (略)

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)
第三十四条の十九 銀行持株会社は、法第五十二条の二十三第三項の規定による子会社対象銀行等（同項に規定する子会社対象銀行等をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該銀行持株会社に関する次に掲げる書面

イ 当該銀行持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載

で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 銀行持株会社又はその子会社が所有する商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権の取得（当該銀行持株会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

四 銀行持株会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該銀行持株会社又はその子会社の請求による場合を除く。）

五 銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の消却、併合又は分割

六・七 (略)

2 (略)

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)
第三十四条の十九 銀行持株会社は、法第五十二条の二十三第三項の規定による子会社対象銀行等（同項に規定する子会社対象銀行等をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該銀行持株会社に関する次に掲げる書類

イ 当該銀行持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載

した書類

ロ 銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

ハ 株式交換により子会社対象銀行等を子会社とする場合には、次に掲げる書面

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2) 株式交換契約の内容を記載した書面

(3) 株式交換費用を記載した書面

三 当該銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。以下この号、次項、第三十四条の二十九第一項第五号及び第九号、第三十四条の三十第一項第五号及び第九号、第三十四条の三十一第一項第四号及び第六号並びに第三十五条第三項において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における当該銀行持株会社及びその子会社等（子会社等となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

四 当該認可に係る子会社対象銀行等に関する次に掲げる書面

した書類

ロ 銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

ハ 株式交換により子会社対象銀行等を子会社とする場合には、次に掲げる書類

(1) 株主総会の議事録

(2) 株式交換契約書

(3) 株式交換費用を記載した書類

三 当該銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。以下この号、次項、第三十四条の二十九第一項第五号及び第九号、第三十四条の三十第一項第五号及び第九号、第三十四条の三十一第一項第四号及び第六号並びに第三十五条第三項において同じ。）に関する次に掲げる書類

イ 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後における当該銀行持株会社及びその子会社等（子会社等となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類

四 当該認可に係る子会社対象銀行等に関する次に掲げる書類

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近の業務、財産及び損益を知ることができる書類

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

五 当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とすることにより、当該銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

255 (略)

（法第五十二条の二十四第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第三十四条の二十 法第五十二条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～三 (略)

四 銀行持株会社又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得（当該銀行持株会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するもの

ロ 業務の内容を記載した書類

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近の業務、財産及び損益を知ることができる書類

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類

五 当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とすることにより、当該銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

255 (略)

（法第五十二条の二十四第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第三十四条の二十 法第五十二条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～三 (略)

四 銀行持株会社又はその子会社が所有する商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権の取得（当該銀行持株会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により

に限る。)

五 銀行持株会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換

六 銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の併合又は分割

七～十 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請)

第三十四条の二十一 銀行持株会社は、法第五十二条の二十四第二項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該承認に係る国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書面

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2・3 (略)

取得するものに限る。)

五 銀行持株会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換(当該銀行持株会社又はその子会社の請求による場合を除く。)

六 銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の消却、併合又は分割

七～十 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請)

第三十四条の二十一 銀行持株会社は、法第五十二条の二十四第二項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該承認に係る国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書類

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2・3 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第三十四条の二十二 (略)

2 法第五十二条の二十四第四項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行持株会社が法第五十二条の三十五第二項の認可を受けて吸収分割により事業を承継したことにより銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。

3 法第五十二条の二十四第四項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行持株会社が法第五十二条の三十五第三項の認可を受けて事業の譲受けをしたことにより銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。

(銀行持株会社に係る業務報告書等)

第三十四条の二十四 法第五十二条の二十七第一項の規定による中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、中間事業概況書、中間連結財務諸表に分けて、別紙様式第十一号により作成し、当該期間経過後三月以内(外国所在銀行持株会社にあつては、当該期間経過後六月以内)に金融庁長官等に提出しなければならない。

2 法第五十二条の二十七第一項の規定による業務報告書は、事業概況書、連結財務諸表に分けて、別紙様式第十二号により作成し、事業年度経過後三月以内(外国所在銀行持株会社にあつては、事業年

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第三十四条の二十二 (略)

2 法第五十二条の二十四第四項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行持株会社が法第五十二条の三十五第二項の認可を受けて吸収分割により営業を承継したことにより銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。

3 法第五十二条の二十四第四項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行持株会社が法第五十二条の三十五第三項の認可を受けて営業の譲受けをしたことにより銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。

(銀行持株会社に係る業務報告書等)

第三十四条の二十四 法第五十二条の二十七第一項の規定による中間業務報告書は、営業年度開始の日から当該営業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、中間営業概況書、中間連結財務諸表に分けて、別紙様式第十一号により作成し、当該期間経過後三月以内(外国所在銀行持株会社にあつては、当該期間経過後六月以内)に金融庁長官等に提出しなければならない。

2 法第五十二条の二十七第一項の規定による業務報告書は、営業概況書、連結財務諸表に分けて、別紙様式第十二号により作成し、営業年度経過後三月以内(外国所在銀行持株会社にあつては、営業年

度経過後六月以内)に金融庁長官等に提出しなければならない。

35 (略)

(銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告)

第三十四条の二十五 法第五十二条の二十八第一項の規定により作成すべき中間連結貸借対照表等(法第五十二条の二十八第一項に規定する中間連結貸借対照表等をいう。第四項において同じ。)は別紙様式第十三号第一により、連結貸借対照表等(法第五十二条の二十八第一項に規定する連結貸借対照表等をいう。第四項において同じ。)は別紙様式第十三号の二第一により作成しなければならない。

2 銀行持株会社は、法第五十二条の二十八第三項ただし書の規定による公告の延期の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

3 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行持株会社が法第五十二条の二十八第三項ただし書の規定による公告の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

4 法第五十二条の二十八第四項の規定により銀行持株会社が公告すべき中間連結貸借対照表等の要旨は別紙様式第十三号第二に、連結貸借対照表等の要旨は別紙様式第十三号の二第二に定めるものとする。

5 法第五十二条の二十八第五項の規定による措置は、第十九条第七項第一号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によつて行わなければならない。

度経過後六月以内)に金融庁長官等に提出しなければならない。

35 (略)

(銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告)

第三十四条の二十五 法第五十二条の二十八本文の規定により銀行持株会社が公告する中間連結貸借対照表等は別紙様式第十三号により、連結貸借対照表等は別紙様式第十三号の二により作成しなければならない。

2 銀行持株会社は、法第五十二条の二十八ただし書の規定による公告の延期の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

3 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行持株会社が中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等の公告を延期することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第三十四条の二十六 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する中間事業年度及び事業年度に係る説明書類に記載すべき業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間事業年度に係る説明書類にあつては、第一号イ及びニ、第二号並びに第四号ホに掲げる事項を除く。)とする。

一 銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 経営の組織(銀行持株会社の子会社等(法第五十二条の二十五に規定する子会社等(法第五十二条の十三第一項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。)をいう。以下この項において同じ。)の経営管理に係る体制を含む。)

ロ・ハ (略)

ニ 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名及び役職名

ホ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の名称及びその職務を行うべき社員の氏名)

二 銀行持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項
イ (略)

ロ 銀行持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項

(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第三十四条の二十六 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する中間営業年度及び営業年度に係る説明書類に記載すべき業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間営業年度に係る説明書類にあつては、第一号イ及びニ、第二号並びに第四号ホに掲げる事項を除く。)とする。

一 銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 経営の組織(銀行持株会社の子会社等(法第五十二条の二十五に規定する子会社等(法第五十二条の十三第一項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。)をいう。以下この項において同じ。)の経営管理に係る体制を含む。)

ロ・ハ (略)

ニ 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名及び役職名
(新設)

二 銀行持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項
イ (略)

ロ 銀行持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項

(1) (5) (略)

(6) 銀行持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合

(7) 銀行持株会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合

三 銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ 直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況

ロ (略)

四 銀行持株会社及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
イ 中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書

ロ (略)

ホ 法第五十二条の二十八の規定により作成した書類について会社法第三百九十六条第一項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

ヘ 銀行持株会社が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動金計算書又は連結株主資本等変動計算書について証券取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の

(1) (5) (略)

(6) 銀行持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合

(7) 銀行持株会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合

三 銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ 直近の中間営業年度又は営業年度における営業の概況

ロ (略)

四 銀行持株会社及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
イ 中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結剰余金計算書又は連結剰余金計算書

ロ (略)

ホ 法第五十二条の二十八の規定により作成した書類について商法特例法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

ヘ 銀行持株会社が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結剰余金計算書又は連結剰余金計算書について証券取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けてい

監査証明を受けている場合にはその旨

ト (略)

2 前項の規定にかかわらず、外国所在銀行持株会社は、当該外国所在銀行持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載した書類（日本語以外で記載されたものを含む。）を当該外国所在銀行持株会社の子会社である銀行（代理店を含む。以下この条において同じ。）の営業所（無人の営業所及び外国に所在する営業所を除く。次項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前項に規定する書類が日本語以外で記載されたものである場合には、外国所在銀行持株会社は、当該書類に加え、当該外国所在銀行持株会社に関する事業の概況並びに中間貸借対照表又は貸借対照表及び中間損益計算書又は損益計算書について日本語で記載された書類を作成し、当該外国所在銀行持株会社の子会社である銀行の営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

4 (略)

5 法第五十二条の二十九第三項に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

第三十四条の二十七 銀行持株会社は、法第五十二条の二十八及び第五十二条の二十九第一項の規定により作成した書類（外国所在銀行持株会社にあつては、前条第三項及び第四項に規定する書類。以下

る場合にはその旨

ト (略)

2 前項の規定にかかわらず、外国所在銀行持株会社は、当該外国所在銀行持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載した書類（日本語以外で記載されたものを含む。）を当該外国所在銀行持株会社の子会社である銀行（代理店を含む。以下この条において同じ。）の営業所（無人の営業所及び外国に所在する営業所を除く。次項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前項に規定する書類が日本語以外で記載されたものである場合には、外国所在銀行持株会社は、当該書類に加え、当該外国所在銀行持株会社に関する事業の概況並びに中間貸借対照表又は貸借対照表及び中間損益計算書又は損益計算書について日本語で記載された書類を作成し、当該外国所在銀行持株会社の子会社である銀行の営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

4 (略)

(新設)

第三十四条の二十七 銀行持株会社は、法第五十二条の二十八及び第五十二条の二十九第一項の規定により作成した書類（外国所在銀行持株会社にあつては、前条第三項及び第四項に規定する書類。以下

この項及び次項において「縦覧書類」という。)の縦覧を、当該銀行持株会社の中間事業年度及び事業年度経過後四月以内(外国所在銀行持株会社にあつては、中間事業年度及び事業年度経過後六月以内)に開始し、当該中間事業年度及び事業年度の翌中間事業年度及び翌事業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 4 (略)

(銀行持株会社の事業報告等の記載事項)

第三十四条の二十八 法第五十二条の三十の規定による事業報告は、別紙様式第十四号により作成しなければならない。

2 (略)

第四節 合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受け

(銀行持株会社に係る合併の認可の申請)

第三十四条の二十九 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

この項及び次項において「縦覧書類」という。)の縦覧を、当該銀行持株会社の中間営業年度及び営業年度経過後四月以内(外国所在銀行持株会社にあつては、中間営業年度及び営業年度経過後六月以内)に開始し、当該中間営業年度及び営業年度の翌中間営業年度及び翌営業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 4 (略)

(銀行持株会社の営業報告書等の記載事項)

第三十四条の二十八 法第五十二条の三十の規定による営業報告書は、別紙様式第十四号により作成しなければならない。

2 (略)

第四節 合併、分割又は営業等の譲渡若しくは譲受け

(銀行持株会社に係る合併の認可の申請)

第三十四条の二十九 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 株主総会の議事録(商法第四百十三条ノ三第一項(簡易な合併手続の要件)の規定により合併契約書について株主総会の承認を得ないで合併を行う場合における合併後存続する銀行持株会社に

三 合併契約の内容を記載した書面

四 合併費用を記載した書面

五 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

六 会社法第七百八十九条第二項若しくは第七百九十九条第二項又は第八百十條第二項の規定による公告及び催告（同法第七百八十九條第三項若しくは第七百九十九條第三項又は第八百十條第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

七 合併により消滅する会社又は株式の併合をする会社が株券発行会社であるときは、会社法第二百十九條第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を

あつては、取締役会の議事録（合併により消滅する会社の株主に對して支払をする金額を定めた場合にあつては、当該議事録、最終の貸借対照表及び商法第四百十三條ノ三第五項の規定による株式買取の請求をした株主に関する事項を記載した書面）

三 合併契約書

四 合併費用を記載した書類

五 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

六 商法第四百十二條第一項（債権者の異議）の規定による公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載した場合における銀行持株会社にあつては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したことを又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

七 株式の併合をする場合には、商法第二百五條第一項（株式の併合の手続）の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

発行していないことを証する書面

七の二 合併により消滅する会社が新株予約権を発行しているときは、会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

八 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五条第二項の規定による届出をしたことを証明する書面

九 合併後存続する銀行持株会社の定款、取締役及び監査役（委員会設置会社）にあつては、取締役及び執行役の履歴書並びに事務所の位置を記載した書面並びに合併後における銀行持株会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二 合併後存続する銀行持株会社又は合併により設立される銀行持株会社が会計参与設置会社である場合には、当該銀行持株会社の会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）

十 合併の当事者の一部が銀行持株会社でない場合には、当該銀行持株会社でない当事者の従前の定款並びに最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

十一 合併後存続する銀行持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書面

（新設）

八 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五条第二項の規定による届出をしたことを証明する書類

九 合併後存続する銀行持株会社の定款、取締役及び監査役（委員会設置会社）にあつては、取締役及び執行役の履歴書並びに事務所の位置を記載した書類並びに合併後における銀行持株会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類

（新設）

十 合併の当事者の一部が銀行持株会社でない場合には、当該銀行持株会社でない当事者の従前の定款並びに最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

十一 合併後存続する銀行持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書類

十二 銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

十三 合併後存続する銀行持株会社が当該合併により子会社対象会社（法第五十二条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この号、次条第一項第十四号及び第三十四条の三十一第一項第十号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第三十四条の十九第一項第四号に掲げる書面
十四 合併後存続する銀行持株会社又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

十五 その他法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2・3 (略)

(銀行持株会社に係る会社分割の認可の申請)

第三十四条の三十 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

十二 銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

十三 合併後存続する銀行持株会社が当該合併により子会社対象会社（法第五十二条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この号、次条第一項第十四号及び第三十四条の三十一第一項第十号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第三十四条の十九第一項第四号に掲げる書類
十四 合併後存続する銀行持株会社又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十五 その他法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2・3 (略)

(銀行持株会社に係る分割の認可の申請)

第三十四条の三十 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第二項の規定による分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 株主総会の議事録（商法第三百七十四条ノ六第一項、第三百七

- 三 新設分割計画又は吸収分割契約の内容を記載した書面
- 四 会社分割費用を記載した書面
- 五 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- 六 会社法第七百八十九条第二項若しくは第七百九十九条第二項又は第八百十條第二項の規定による公告及び催告（同法第七百八十九條第三項若しくは第七百九十九條第三項又は第八百十條第三項）の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該会社分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 七 株券発行会社が株式の併合をする場合には、会社法第二百九十九條第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面
- 十四條ノ二十二第一項又は第三百七十四條ノ二十三第一項の規定により分割計画書又は分割契約書について株主總會の承認を得ないで分割を行う銀行持株会社にあつては、取締役会の議事録及び最終の貸借対照表）
- 三 分割計画書又は分割契約書
- 四 分割費用を記載した書類
- 五 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
- 六 商法第三百七十四條ノ四第一項又は第三百七十四條ノ二十第一項の規定による公告及び催告（同項ただし書の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における銀行持株会社にあつては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は分割をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面
- 七 株式の併合をする場合には、商法第二百五條第一項（株式の併合の手続）の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

七の二 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第十号に規定する場合には、会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

八 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五条の二第二項又は第三項の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書面

九 当該会社分割を行った後における銀行持株会社の定款、取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書並びに事務所の位置を記載した書面並びに銀行持株会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二 当該会社分割を行った後における銀行持株会社が会計参与設置会社である場合には、当該銀行持株会社の会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）

十 会社分割の当事者の一部が銀行持株会社でない場合には、当該銀行持株会社でない当事者の従前の定款並びに最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

十一 当該銀行持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書類

（新設）

八 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五条の二第二項又は第三項の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書類

九 当該分割を行った後における銀行持株会社の定款、取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書並びに事務所の位置を記載した書類並びに銀行持株会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類

（新設）

十 分割の当事者の一部が銀行持株会社でない場合には、当該銀行持株会社でない当事者の従前の定款並びに最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

十一 当該銀行持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書類

十二 銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

十三 当該会社分割により当該銀行持株会社の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書面

十四 当該会社分割により子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第三十四条の十九第一項第四号に掲げる書面

十五 当該会社分割により銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

十六 その他法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2・3 (略)

(銀行持株会社に係る事業譲渡等の認可の申請)

第三十四条の三十一 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第三項の規定による事業の譲渡又は譲受け（以下この条において「事業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

十二 銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

十三 当該分割により当該銀行持株会社の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類

十四 当該分割により子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第三十四条の十九第一項第四号に掲げる書類

十五 当該分割により銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十六 その他法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2・3 (略)

(銀行持株会社に係る営業譲渡等の認可の申請)

第三十四条の三十一 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第三項の規定による営業の譲渡又は譲受け（以下この条において「営業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該営業譲渡等が株主総会又は取締役会の決議を要するもので

- 三 事業譲渡等の契約の内容を記載した書面
- 四 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- 五 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条第二項の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書面
- 六 当該事業譲渡等を行った後における銀行持株会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面
- 七 当該銀行持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書面
- 八 銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面
- 九 当該事業の譲渡により当該銀行持株会社の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書面
- 十 当該事業の譲受けにより子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第三十四条の十九第一項第四号に掲げる書面
- 十一 当該事業の譲受けにより銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること

- ある場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録
- 三 営業譲渡等の契約書
 - 四 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
 - 五 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条第二項の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書類
 - 六 当該営業譲渡等を行った後における銀行持株会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類
 - 七 当該銀行持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書類
 - 八 銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類
 - 九 当該営業の譲渡により当該銀行持株会社の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類
 - 十 当該営業の譲受けにより子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第三十四条の十九第一項第四号に掲げる書類
 - 十一 当該営業の譲受けにより銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること

ととなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

(削る)

十二 其他法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2・3 (略)

(許可申請書のその他の添付書類)

第三十四条の三十四 法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～四 (略)

五 銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書類(銀行代理業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。)

六 法人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

ととなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十二 商法第二百四十五条ノ五第一項(簡易な営業の譲受けの手續)の規定により総会の決議を経ないで営業又は事業の全部の譲受けを行う銀行持株会社にあつては、最終の貸借対照表及び商法第二百四十五条ノ五第三項の規定による株式買取の請求をした株主に關する事項を記載した書面

十三 其他法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2・3 (略)

(許可申請書のその他の添付書類)

第三十四条の三十四 法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～四 (略)

五 銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書類(銀行代理業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。)

六 法人であるときは、許可の申請の日を含む営業年度若しくは事業年度の前営業年度若しくは前事業年度の貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む営業年度又は事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時に作成する

七 次に掲げるいずれかの法人である場合においては、それぞれ次に定める許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の監査報告書の写し

イ・ロ (略)

八 (略)

九 銀行代理業開始後三事業年度(個人の事業年度は、一月一日から同年十二月三十一日までとする。以下この章において同じ。)における収支及び財産の状況の見込みを記載した書面

十 所属銀行(銀行代理業再委託者の再委託を受ける場合は当該銀行代理業再委託者を含む。)が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る第六号及び第八号に規定する書面

十一 (略)

十二 他に業務を営むときは、兼業業務(銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務をいう。以下同じ。)の内容及び方法を記載した書面

十三 (略)

十四 銀行代理業を営む営業所又は事務所の付近見取図及び間取図(防犯カメラの設置状況、警備状況等を含む。)並びに当該営業所又は当該事務所で営む銀行代理業の業務運営を指揮する所属銀

貸借対照表又はこれに代わる書面

七 次に掲げるいずれかの法人である場合においては、それぞれ次に定める許可の申請の日を含む営業年度又は事業年度の前営業年度又は前事業年度の監査報告書の写し

イ・ロ (略)

八 (略)

九 銀行代理業開始後三営業年度又は三事業年度(個人の事業年度は、一月一日から同年十二月三十一日までとする。以下この章において同じ。)における収支及び財産の状況の見込みを記載した書類

十 所属銀行(銀行代理業再委託者の再委託を受ける場合は当該銀行代理業再委託者を含む。)が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る第六号及び第八号に規定する書類

十一 (略)

十二 他に業務を営むときは、兼業業務(銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務をいう。以下同じ。)の内容及び方法を記載した書類

十三 (略)

十四 銀行代理業を営む営業所又は事務所の付近見取図及び間取図(防犯カメラの設置状況、警備状況等を含む。)並びに当該営業所又は当該事務所で営む銀行代理業の業務運営を指揮する所属銀

行の営業所の名称を記載した書面

十五 (略)

十六 前各号に掲げるもののほか法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

(銀行代理業の許可の審査)

第三十四条の三十七 金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 (略)

二 前条第一項又は第二項に該当し、かつ、銀行代理業開始後三事業年度を通じて同条第一項又は第二項に該当すると見込まれること。

三〇六 (略)

(兼業の承認の申請等)

第三十四条の四十一 銀行代理業者は、法第五十二条の四十二条第一項の規定による兼業業務の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 兼業業務の内容及び方法を記載した書面

行の営業所の名称を記載した書類

十五 (略)

十六 前各号に掲げるもののほか法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

(銀行代理業の許可の審査)

第三十四条の三十七 金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 (略)

二 前条第一項又は第二項に該当し、かつ、銀行代理業開始後三事業年度又は三事業年度を通じて同条第一項又は第二項に該当すると見込まれること。

三〇六 (略)

(兼業の承認の申請等)

第三十四条の四十一 銀行代理業者は、法第五十二条の四十二条第一項の規定による兼業業務の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 兼業業務の内容及び方法を記載した書類

三 その他参考となるべき事項を記載した書面

2 前項第二号に規定する兼業業務の内容及び方法を記載した書面は、銀行代理業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがないことが明確となるよう記載しなければならない。

3 (略)

(銀行代理業に関する報告書の様式等)

第三十四条の五十九 法第五十二条の五十第一項の規定による銀行代理業に関する報告書は、銀行代理業者が個人である場合においては別紙様式第十八号により、法人である場合においては別紙様式第十九号により、それぞれ作成し、個人にあつては別紙様式第十八号により作成した財産に関する調書及び収支の状況を記載した書面を、法人にあつては貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を、それぞれ添付して、営業年度又は事業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

2 3 4 (略)

5 金融庁長官等は、その許可をした銀行代理業者の直前営業年度又は直前事業年度に係る銀行代理業に関する報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項又は当該銀行代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き顧客の保護に必要と認められる部分を、金融庁（令第十七条の四の規定により当該銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福

三 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 前項第二号に規定する兼業業務の内容及び方法を記載した書類は、銀行代理業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがないことが明確となるよう記載しなければならない。

3 (略)

(銀行代理業に関する報告書の様式等)

第三十四条の五十九 法第五十二条の五十第一項の規定による銀行代理業に関する報告書は、銀行代理業者が個人である場合においては別紙様式第十八号により、法人である場合においては別紙様式第十九号により、それぞれ作成し、個人にあつては別紙様式第十八号により作成した財産に関する調書及び収支の状況を記載した書面を、法人にあつては貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を、それぞれ添付して、営業年度又は事業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

2 3 4 (略)

5 金融庁長官等は、その許可をした銀行代理業者の直前営業年度又は直前事業年度に係る銀行代理業に関する報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項又は当該銀行代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き顧客の保護に必要と認められる部分を、金融庁（令第十七条の四の規定により当該銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福

岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあつては、当該銀行代理者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄区域する財務局又は福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

第三十四条の六十二 法第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（届出事項）

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一・二 (略)
- 三 銀行を代表する取締役又は銀行の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、代表執行役又は執行役）の就任又は退任があつた場合

四（二十三）（略）

二十四 会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による株主総会の決議又は取締役会の決議により自己の株式を取得しようとする場合（同項第一号に掲げる場合を除く。）

二十五 (略)

岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあつては、当該銀行代理者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄区域する財務局又は福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（新設）

第九章 雑則

（届出事項）

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一・二 (略)
- 三 銀行を代表する取締役又は銀行の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、代表執行役又は執行役）の就任又は退任があつた場合

四（二十三）（略）

二十四 商法第二百十條第一項に規定する定時総会の決議又は同法第二百一十一條ノ三第一項に規定する取締役会の決議により自己の株式を取得しようとする場合（同項第一号に掲げる場合を除く。）

二十五 (略)

二十六 準備金の額を減少しようとする場合

二十七 会社法第四百五十三条の規定により剰余金の配当をした場合（事業年度又は中間事業年度に係るもの除く。）

二十八 (略)

二十九 銀行が会社法第四百三十五条第二項の規定により作成する事業報告及び附属明細書を定時株主総会に提出し、又は提供した場合

2 (略)

3 法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 銀行持株会社を代表する取締役又は銀行持株会社の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、代表執行役又は執行役員）（外国所在銀行持株会社にあつては当該外国所在銀行持株会社を代表する取締役若しくは執行役員若しくはこれらに類する職にある者又は当該外国所在銀行持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役員若しくはこれらに類する職にある者）の就任又は退任があつた場合

四十九 (略)

二十 銀行持株会社が会社法第四百三十五条第二項の規定により作成する事業報告書及び附属明細書を定時株主総会に提出し、又は提供した場合

4 (略)

(新設)

(新設)

二十六 (略)

二十七 銀行が商法第二百八十一条第一項又は商法特例法第二十一条の二十六第一項の規定により作成する営業報告書及び附属明細書を定時総会に提出した場合

2 (略)

3 法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 銀行持株会社を代表する取締役又は銀行持株会社の常務に従事する取締役（委員会等設置会社にあつては、代表執行役又は執行役員）（外国所在銀行持株会社にあつては当該外国所在銀行持株会社を代表する取締役若しくは執行役員若しくはこれらに類する職にある者又は当該外国所在銀行持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役員若しくはこれらに類する職にある者）の就任又は退任があつた場合

四十九 (略)

二十 銀行持株会社が商法第二百八十一条第一項又は商法特例法第二十一条の二十六第一項の規定により作成する営業報告書及び附属明細書を定時総会に提出した場合

4 (略)

5

銀行、銀行主要株主（銀行主要株主であつた者を含む。）又は銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）は、法第五十三条第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 第一項第六号の二又は第十九号に掲げる場合 次に掲げる書面

イ 特定取引として経理しようとする取引の種類及び当該取引を行う部署の名称を記載した書面

ロ 時価等の算定（特定取引に係る利益若しくは損失又は当該取引の対象となる財産の価格を算定することをいう。）を行う部署の名称を記載した書面

ハ 特定取引及びその対象となる財産とその他の取引及び財産との区別に関する経理の方針（特定取引勘定を設ける前に行った取引及びその対象となる財産についての区別に関する経理の方針を含む。）を記載した書面

ニ 内部取引（一の銀行において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第十三条の六の三第二項第五号から第十四号までに掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十六号の規定により特定取引とされる取引を含む。）をいう。）を行う場合（当該内部取引を解約する場合を含む。）の取扱いに関する事項を記載した書面

ホ 勘定間振替（第十三条の六の三第三項各号に掲げる行為（同

5

銀行、銀行主要株主（銀行主要株主であつた者を含む。）又は銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）は、法第五十三条第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書類）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 第一項第六号の二又は第十九号に掲げる場合 次に掲げる書類

イ 特定取引として経理しようとする取引の種類及び当該取引を行う部署の名称を記載した書類

ロ 時価等の算定（特定取引に係る利益若しくは損失又は当該取引の対象となる財産の価格を算定することをいう。）を行う部署の名称を記載した書類

ハ 特定取引及びその対象となる財産とその他の取引及び財産との区別に関する経理の方針（特定取引勘定を設ける前に行った取引及びその対象となる財産についての区別に関する経理の方針を含む。）を記載した書類

ニ 内部取引（一の銀行において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第十三条の六の三第二項第五号から第十四号までに掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十六号の規定により特定取引とされる取引を含む。）をいう。）を行う場合（当該内部取引を解約する場合を含む。）の取扱いに関する事項を記載した書類

ホ 勘定間振替（第十三条の六の三第三項各号に掲げる行為（同

条第四項に規定する取引を含む。)をいう。)を行う場合の取扱いに関する事項を記載した書面

二 第一項第二十六号に掲げる場合 同号に規定する書面

三 第一項第二十七号に掲げる場合 同号に規定する事業報告及び

附属明細書

四 前項第十七号に掲げる場合 同号に規定する書面

五 前項第十八号に掲げる場合 同号に規定する事業報告及び附属

明細書

6
6
10 (略)

第三十六条の二 法第五十七条の四第一号及び第二号に規定する内閣府令で定めるものは、銀行又は銀行持株会社が法第二十条第六項又は第五十二条の二十八第五項の規定による措置をするために使用する自動公衆送信装置のうち当該行為をするための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものとする。

(電磁的記録に記載された事項を表示する措置)

第三十六条の三 法第六十三条第一号の二及び第一号の三に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記載された事項を紙面又は

条第四項に規定する取引を含む。)をいう。)を行う場合の取扱いに関する事項を記載した書類

二 第一項第二十六号に掲げる場合 同号に規定する書類

三 第一項第二十七号に掲げる場合 同号に規定する営業報告書及び

附属明細書

四 前項第十七号に掲げる場合 同号に規定する書類

五 前項第十八号に掲げる場合 同号に規定する営業報告書及び附

属明細書

6
6
10 (略)

(新設)

(新設)

映像面に表示する方法とする。

(予備審査)

第三十九条 銀行、銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者、銀行を子会社とする持株会社又は銀行代理業者は、法の規定による認可又は同法第五十二条の四十二第一項の承認を受けようとするときは、当該認可又は承認の申請をする際に金融庁長官等に提出すべき書面に準じた書面を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

別表第三(第三十四条の六十一関係)

届出事項	(略)	記載事項	一・二 (略)	添付書類	一 (略) 二 会社分割契約の内容を記載した書面 三・四 (略) 五 会社分割の手續を記載した書面 六〇八 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(予備審査)

第三十九条 銀行、銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者、銀行を子会社とする持株会社又は銀行代理業者は、法の規定による認可又は同法第五十二条の四十二第一項の承認を受けようとするときは、当該認可又は承認の申請をする際に金融庁長官等に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

別表第三(第三十四条の六十一関係)

届出事項	(略)	記載事項	一・二 (略)	添付書類	一 (略) 二 分割契約書 三・四 (略) 五 分割の手續を記載した書面 六〇八 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	銀行代理業の全部の譲渡をしたとき
(略)	一・二 (略)
(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 譲渡契約の内容を記載した書面</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 事業譲渡の手続を記載した書面</p> <p>六 事業譲渡先が第三十四条の三十七第五号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p> <p>七 事業譲渡先における銀行代理業の実施体制</p> <p>八 事業譲渡先の内部管理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための管理の体制を記載した書面</p>
(略)	銀行代理業の全部の譲渡をしたとき
(略)	一・二 (略)
(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 譲渡契約書</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 営業譲渡の手続を記載した書面</p> <p>六 営業譲渡先が第三十四条の三十七第五号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p> <p>七 営業譲渡先における銀行代理業の実施体制</p> <p>八 営業譲渡先の内部管理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための管理の体制を記載した書面</p>

(略)	(略)	銀行代理業である法人 が合併により消滅した とき
(略)	(略)	一〇三 (略)
(略)	(略)	一 理由書 二 合併契約の内容を 記載した書面 三〇八 (略)
(略)	(略)	銀行代理業である法人 が合併により消滅した とき
(略)	(略)	一〇三 (略)
(略)	(略)	一 (略) 二 合併契約書 三〇八 (略)